

交付図書の訂正について

令和5年4月21日付けで入札公告を行った「常磐自動車道 R5仙台東管内構造物補修工事」に係る交付図書に一部誤りがあったため、別添のとおり訂正します。

なお、訂正した交付図書は、競争参加資格申請者へ送付いたします。

令和5年5月18日

契約責任者

東日本高速道路株式会社
東北支社長 田仲 博幸

【訂正内容】

- ・金抜設計書
- ・特記仕様書
- ・数量明細表
- ・割掛対象表参考内訳書

※訂正箇所は、別添「正誤表」をご確認ください。

別添

正誤表 (1/5)

記載内容を次のとおり訂正します。

訂正前							訂正後								
●金抜設計書 単価表 19-(2) 交通保安要員 交通誘導警備員 B							単価表								
番号	項目番号	項目	数量	単位	単価	金額	摘要	番号	項目番号	項目	数量	単位	単価	金額	摘要
1	17-(28)	ひび割れ注入工 ひび割れ注入工	805	m				1	17-(28)	ひび割れ注入工 ひび割れ注入工	805	m			
2	17-(29)	断面修復工 A-1	55	L				2	17-(29)	断面修復工 A-1	55	L			
3	17-(29)	断面修復工 A-2	921	L				3	17-(29)	断面修復工 A-2	921	L			
4	17-(29)	断面修復工 B	97	L				4	17-(29)	断面修復工 B	97	L			
5	17-(31)	はく落防止対策工 B	11,450	m ²				5	17-(31)	はく落防止対策工 B	11,450	m ²			
6	19-(1)	交通規制工 路肩規制(ランプ) A	14	回				6	19-(1)	交通規制工 路肩規制(ランプ) A	14	回			
7	19-(1)	交通規制工 路肩規制(ランプ) B	31	回				7	19-(1)	交通規制工 路肩規制(ランプ) B	31	回			
8	19-(1)	交通規制工 交互通行規制(ランプ)	17	回				8	19-(1)	交通規制工 交互通行規制(ランプ)	17	回			
9	19-(2)	交通保安要員 交通監視員	113	人・日				9	19-(2)	交通保安要員 交通監視員	113	人・日			
10	19-(2)	交通保安要員 交通誘導警備員 B	993	人・日				10	19-(2)	交通保安要員 交通誘導警備員 B	1,011	人・日			
11	特-(1)	コンクリートはつり工WJ A	1,072	L				11	特-(1)	コンクリートはつり工WJ A	1,072	L			
12	特-(2)	排水装置工 漏水防止樋設置工	13	m				12	特-(2)	排水装置工 漏水防止樋設置工	13	m			

別添

正誤表(2/5)

記載内容を次のとおり訂正します。

訂正前	訂正後												
●特記仕様書 18-9 「コンクリート化粧板処理工」													
18-9 コンクリート化粧板処理工 18-9-1 定義 コンクリート化粧板処理工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、ポリマーセメントモルタルを用いて吹付工法によりコンクリート化粧板の溝埋を行うことをいう。	18-9 コンクリート化粧板処理工 18-9-1 定義 コンクリート化粧板処理工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、ポリマーセメントモルタルを用いて吹付工法によりコンクリート化粧板の溝埋を行うことをいう。												
18-9-2 種別 コンクリート化粧板処理工の種別は下記のとおりとする。	18-9-2 種別 コンクリート化粧板処理工の種別は下記のとおりとする。												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート化粧板処理工 A</td> <td>ポリマーセメントモルタルを用いて左官工法によりコンクリート化粧板の溝埋を行うもの。</td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	区分内容	コンクリート化粧板処理工 A	ポリマーセメントモルタルを用いて左官工法によりコンクリート化粧板の溝埋を行うもの。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート化粧板処理工 A</td> <td>ポリマーセメントモルタルを用いて吹付工法によりコンクリート化粧板の溝埋を行うもの。</td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	区分内容	コンクリート化粧板処理工 A	ポリマーセメントモルタルを用いて吹付工法によりコンクリート化粧板の溝埋を行うもの。				
単価表の項目	区分内容												
コンクリート化粧板処理工 A	ポリマーセメントモルタルを用いて左官工法によりコンクリート化粧板の溝埋を行うもの。												
単価表の項目	区分内容												
コンクリート化粧板処理工 A	ポリマーセメントモルタルを用いて吹付工法によりコンクリート化粧板の溝埋を行うもの。												
18-9-3 施工 (1) 既設コンクリート化粧板とポリマーセメントモルタルの付着を良くするために、ウォータージェット工法を用いて施工面の粗面化及び清掃を行う。発生する汚泥・汚濁水等の処理は、本特記仕様書11-2「汚濁水処理」及び12-1「建設副産物の処理方法」(1)に従うものとする。なお、中和処理を行うための調整槽は本特記仕様書5-1「敷地の使用」に示す敷地に設置するものとする。ただしこれは積算上の条件明示であり、受注者都合により受注者が用意した敷地(高速道路外)に運搬・処理することは可能とする。その場合であっても、単価の変更は行わないものとする。 (2) ポリマーセメントモルタルを用いた左官工法によるコンクリート化粧板の溝埋は、「構造物施工管理要領」III-3-3-6 2)「左官工法」の規定に従って行うものとする。	18-9-3 施工 (1) 既設コンクリート化粧板とポリマーセメントモルタルの付着を良くするために、ウォータージェット工法を用いて施工面の粗面化及び清掃を行う。発生する汚泥・汚濁水等の処理は、本特記仕様書11-2「汚濁水処理」及び12-1「建設副産物の処理方法」(1)に従うものとする。なお、中和処理を行うための調整槽は本特記仕様書5-1「敷地の使用」に示す敷地に設置するものとする。ただしこれは積算上の条件明示であり、受注者都合により受注者が用意した敷地(高速道路外)に運搬・処理することは可能とする。その場合であっても、単価の変更は行わないものとする。 (2) ポリマーセメントモルタルを用いた吹付工法によるコンクリート化粧板の溝埋は、「構造物施工管理要領」III-3-3-6 4)「吹付け工法」の規定に従って行うものとする。												
18-9-4 数量の検測 コンクリート化粧板処理工の数量の検測は、設計数量(m ²)で行うものとする。	18-9-4 数量の検測 コンクリート化粧板処理工の数量の検測は、設計数量(m ²)で行うものとする。												
18-9-5 支払 コンクリート化粧板処理工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1m ² 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うウォータージェットシステムを用いた処理、清水の調達、濁水処理、プライマー塗布、左官工法による溝埋等コンクリート化粧板処理工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。	18-9-5 支払 コンクリート化粧板処理工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1m ² 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うウォータージェットシステムを用いた処理、清水の調達、濁水処理、プライマー塗布、吹付工法による溝埋等コンクリート化粧板処理工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目番号</th> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特- (4)</td> <td>コンクリート化粧板処理工 A</td> <td>m²</td> </tr> </tbody> </table>	項目番号	単価表の項目	検測の単位	特- (4)	コンクリート化粧板処理工 A	m ²	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目番号</th> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特- (4)</td> <td>コンクリート化粧板処理工 A</td> <td>m²</td> </tr> </tbody> </table>	項目番号	単価表の項目	検測の単位	特- (4)	コンクリート化粧板処理工 A	m ²
項目番号	単価表の項目	検測の単位											
特- (4)	コンクリート化粧板処理工 A	m ²											
項目番号	単価表の項目	検測の単位											
特- (4)	コンクリート化粧板処理工 A	m ²											

別添

正誤表 (3/5)

記載内容を次のとおり訂正します。

訂正前																訂正後																				
番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16			
項目番号	17-(28)	17-(29)	17-(31)	19-(1)	19-(2)	特-(1)	特-(2)	特-(3)	特-(4)	ひび割れ注入工	断面修復工		はく落防止対策工		交通規制工		交通保安要員		コンクリートはつり工WJ		排水装置工		標識撤去再設置工		コンクリート化粧板処理工											
単価項目	ひび割れ注入工		断面修復工		はく落防止対策工		交通規制工		交通保安要員		コンクリートはつり工WJ		排水装置工		標識撤去再設置工		コンクリート化粧板処理工																			
番号	橋梁名	規制方法	m	L	L	L	m ²	回	回	人・日	人・日	L	m	m	m	箇所	番号	橋梁名	規制方法	m	L	L	m ²	回	回	人・日	人・日	L	m	m	m	箇所	m ²			
1	山元-3	一般道片側 交互通行	47.2			4.9	403.4					63.0	4.9		23.6			17-(28)	山元-3	一般道片側 交互通行	47.2			4.9	403.4					63.0	4.9		23.6		17.1	
2	山元-5	一般道 通行止め	7.0			144.4						8.0						17-(29)	山元-5	一般道 通行止め	7.0			144.4					8.0							
3	山元-7	一般道片側 交互通行	20.1			537.1						75.0			51.5			17-(31)	山元-7	一般道片側 交互通行	20.1			537.1					75.0			51.5				
4	山元-8	一般道 通行止め	126.7									6.0						19-(1)	山元-8	一般道 通行止め	126.7			6.0												
5	山元-9	一般道片側 交互通行	8.9			150.7						27.0						19-(2)	山元-9	一般道 通行止め	8.9			150.7					9.0							
6	山元-10	一般道 通行止め	17.4			164.6						9.0						19-(3)	山元-10	一般道 通行止め	17.4			164.6					9.0							
7	山元-11	一般道片側 交互通行	97.9			608.3						84.0			42.6			19-(4)	山元-11	一般道片側 交互通行	97.9			608.3					84.0			42.6				
8	山元-12	一般道 通行止め	27.0			155.9						9.0						19-(5)	山元-12	一般道 通行止め	27.0			155.9					9.0							
9	山元-13	一般道片側 交互通行	20.0			315.1						42.0						19-(6)	山元-13	一般道 通行止め	20.0			315.1					14.0							
10	山元-14	一般道 通行止め	17.0			197.7						10.0						19-(7)	山元-14	一般道片側 交互通行	17.0			197.7					30.0							
11	山元-15	一般道片側 交互通行	3.5			167.6						27.0						19-(8)	山元-15	一般道 通行止め	3.5			167.6					9.0							
12	山元-18	一般道 通行止め	7.5			205.8						10.0						19-(9)	山元-18	一般道 通行止め	7.5			205.8					10.0							
13	山元-19	一般道片側 交互通行	9.1			263.5						36.0						19-(10)	山元-19	一般道片側 交互通行	9.1			263.5					36.0							
14	山元-20	一般道 通行止め	4.8			125.4						7.0						19-(11)	山元-20	一般道 通行止め	4.8			125.4					7.0							
15	山元-22	一般道 通行止め	4.5			115.5						7.0						19-(12)	山元-22	一般道 通行止め	4.5			115.5					7.0							
16	山元-24	一般道 通行止め	2.0			127.0						8.0						19-(13)	山元-24	一般道 通行止め	2.0			127.0					8.0							
17	山元-25	一般道 通行止め	8.0			176.2						10.0						19-(14)	山元-25	一般道 通行止め	8.0			176.2					10.0							
18	山元-26	一般道 通行止め	3.5			127.1						8.0						19-(15)	山元-26	一般道 通行止め	3.5			127.1					8.0							
19	山元-27	一般道片側 交互通行	15.8			182.8						44.8		197.7			19-(16)	山元-27	一般道片側 交互通行	15.8			182.8					33.0		127.7						
20	山元-29	一般道 通行止め	7.5			283.6						12.0						19-(17)	山元-29	一般道片側 交互通行	7.5			283.6					36.0							
21	山元-30	フンノ片側 交互通行	8.7			442.1						17.0	68.0						19-(18)	山元-30	フンノ片側 交互通行	8.7			442.1					17.0	68.0					
22	山元-32	一般道 通行止め	137.4									5.0							19-(19)	山元-32	一般道 通行止め	137.4								5.0						
23	山元-33	一般道 通行止め	3.4			158.0						9.0							19-(20)	山元-33	一般道 通行止め	3.4			158.0					9.0						
24	山元-34	一般道 通行止め	16.7			207.1						10.0							19-(21)	山元-34	一般道片側 交互通行	16.7			207.1					30.0						
25	山元-35	一般道 通行止め	8.0			103.4						7.0							19-(22)	山元-35	一般道 通行止め	8.0			103.4					7.0						
26	山元-38	一般道 通行止め				109.2						4.0				</td																				

別添

正 誤 表 (4 / 5)

記載内容を次のとおり訂正します。

別添

正誤表 (5/5)

記載内容を次のとおり訂正します。

訂正前				訂正後																											
●割掛対象参考内訳書 仮設備工事費 足場工費 A				割掛対象表参考内訳書																											
割掛対象表参考内訳書				割掛対象表参考内訳書																											
【仮設備工事費】				【仮設備工事費】																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>割掛対象表 の項目名称</th><th>工事の内容</th><th>数量内訳 (参考)</th><th>図面</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>足場工費 A</td><td>はく落防止対策工 (はく落防止対策工の施工に必要なひび割れ注入工、断面修復工、コンクリートはり工WJ、コンクリート化粧板処理工を含む) の施工に必要な足場工 (移動足場) に要する費用をいう。</td><td>トラック仮装リフト (デッキ旋回・ブーム型) 揚程8m~10m未満-447台・日 (延べ)</td><td></td></tr> <tr> <td>足場工費 B</td><td>排水装置工の施工に必要な足場工 (移動足場) に要する費用をいう。</td><td>トラック仮装リフト (デッキ旋回・ブーム型) 揚程8m~10m未満-39台・日 (延べ)</td><td></td></tr> </tbody> </table>				割掛対象表 の項目名称	工事の内容	数量内訳 (参考)	図面	足場工費 A	はく落防止対策工 (はく落防止対策工の施工に必要なひび割れ注入工、断面修復工、コンクリートはり工WJ、コンクリート化粧板処理工を含む) の施工に必要な足場工 (移動足場) に要する費用をいう。	トラック仮装リフト (デッキ旋回・ブーム型) 揚程8m~10m未満-447台・日 (延べ)		足場工費 B	排水装置工の施工に必要な足場工 (移動足場) に要する費用をいう。	トラック仮装リフト (デッキ旋回・ブーム型) 揚程8m~10m未満-39台・日 (延べ)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>割掛対象表 の項目名称</th><th>工事の内容</th><th>数量内訳 (参考)</th><th>図面</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>足場工費 A</td><td>はく落防止対策工 (はく落防止対策工の施工に必要なひび割れ注入工、断面修復工、コンクリートはり工WJ、コンクリート化粧板処理工を含む) の施工に必要な足場工 (移動足場) に要する費用をいう。</td><td>トラック仮装リフト (デッキ旋回・ブーム型) 揚程8m~10m未満-457台・日 (延べ)</td><td></td></tr> <tr> <td>足場工費 B</td><td>排水装置工の施工に必要な足場工 (移動足場) に要する費用をいう。</td><td>トラック仮装リフト (デッキ旋回・ブーム型) 揚程8m~10m未満-39台・日 (延べ)</td><td></td></tr> </tbody> </table>				割掛対象表 の項目名称	工事の内容	数量内訳 (参考)	図面	足場工費 A	はく落防止対策工 (はく落防止対策工の施工に必要なひび割れ注入工、断面修復工、コンクリートはり工WJ、コンクリート化粧板処理工を含む) の施工に必要な足場工 (移動足場) に要する費用をいう。	トラック仮装リフト (デッキ旋回・ブーム型) 揚程8m~10m未満-457台・日 (延べ)		足場工費 B	排水装置工の施工に必要な足場工 (移動足場) に要する費用をいう。	トラック仮装リフト (デッキ旋回・ブーム型) 揚程8m~10m未満-39台・日 (延べ)	
割掛対象表 の項目名称	工事の内容	数量内訳 (参考)	図面																												
足場工費 A	はく落防止対策工 (はく落防止対策工の施工に必要なひび割れ注入工、断面修復工、コンクリートはり工WJ、コンクリート化粧板処理工を含む) の施工に必要な足場工 (移動足場) に要する費用をいう。	トラック仮装リフト (デッキ旋回・ブーム型) 揚程8m~10m未満-447台・日 (延べ)																													
足場工費 B	排水装置工の施工に必要な足場工 (移動足場) に要する費用をいう。	トラック仮装リフト (デッキ旋回・ブーム型) 揚程8m~10m未満-39台・日 (延べ)																													
割掛対象表 の項目名称	工事の内容	数量内訳 (参考)	図面																												
足場工費 A	はく落防止対策工 (はく落防止対策工の施工に必要なひび割れ注入工、断面修復工、コンクリートはり工WJ、コンクリート化粧板処理工を含む) の施工に必要な足場工 (移動足場) に要する費用をいう。	トラック仮装リフト (デッキ旋回・ブーム型) 揚程8m~10m未満-457台・日 (延べ)																													
足場工費 B	排水装置工の施工に必要な足場工 (移動足場) に要する費用をいう。	トラック仮装リフト (デッキ旋回・ブーム型) 揚程8m~10m未満-39台・日 (延べ)																													
【雑工事費】				【雑工事費】																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>割掛対象表 の項目名称</th><th>工事の内容</th><th>数量内訳 (参考)</th><th>図面</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車線分離標 撤去再設置費</td><td>交通規制工 交互通行規制 (ランプ) の実施に必要な既設の車線分離標のラバーポールを撤去し再設置する費用をいう。</td><td>車線分離標 (ラバーポール) 撤去再設置-52基</td><td>○</td></tr> </tbody> </table>				割掛対象表 の項目名称	工事の内容	数量内訳 (参考)	図面	車線分離標 撤去再設置費	交通規制工 交互通行規制 (ランプ) の実施に必要な既設の車線分離標のラバーポールを撤去し再設置する費用をいう。	車線分離標 (ラバーポール) 撤去再設置-52基	○	<table border="1"> <thead> <tr> <th>割掛対象表 の項目名称</th><th>工事の内容</th><th>数量内訳 (参考)</th><th>図面</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車線分離標 撤去再設置費</td><td>交通規制工 交互通行規制 (ランプ) の実施に必要な既設の車線分離標のラバーポールを撤去し再設置する費用をいう。</td><td>車線分離標 (ラバーポール) 撤去再設置-52基</td><td>○</td></tr> </tbody> </table>				割掛対象表 の項目名称	工事の内容	数量内訳 (参考)	図面	車線分離標 撤去再設置費	交通規制工 交互通行規制 (ランプ) の実施に必要な既設の車線分離標のラバーポールを撤去し再設置する費用をいう。	車線分離標 (ラバーポール) 撤去再設置-52基	○								
割掛対象表 の項目名称	工事の内容	数量内訳 (参考)	図面																												
車線分離標 撤去再設置費	交通規制工 交互通行規制 (ランプ) の実施に必要な既設の車線分離標のラバーポールを撤去し再設置する費用をいう。	車線分離標 (ラバーポール) 撤去再設置-52基	○																												
割掛対象表 の項目名称	工事の内容	数量内訳 (参考)	図面																												
車線分離標 撤去再設置費	交通規制工 交互通行規制 (ランプ) の実施に必要な既設の車線分離標のラバーポールを撤去し再設置する費用をいう。	車線分離標 (ラバーポール) 撤去再設置-52基	○																												